

妊婦のための支援給付（妊娠届出時） に関するQ&A

令和7年4月1日時点

- ★ 妊娠の事実の確認とは・・・産科医療機関等を受診し、医師が胎児心拍を確認した状態
- ★ 生化学的妊娠とは…血液検査や尿検査を実施し、hCGの分泌を確認できたが、その後、超音波検査で子宮内に胎嚢が確認できない状態
- ★ 異所性妊娠とは…受精卵が子宮内膜以外の部位に着床すること。一般的に子宮外妊娠ともいう

質問		回答
Q1	『妊婦のための支援給付（妊娠届出時）』の対象者について教えてください。	<p>『妊婦のための支援給付（妊娠届出時）』は、産科医療機関等を受診し、医師による妊娠の事実が確認後に、妊婦認定申請書を提出していただき妊婦給付認定を受けた方を対象としています。（★も参照）</p> <p>※妊娠届出の来所日時については、予約制となっております。「簡易電子申込」より予約をお願いいたします。</p> <p>※妊娠届出時の持ち物については、高槻市ホームページ「母子健康手帳の交付(ページID:003436)」にてご確認ください。</p>
Q2	市販の妊娠判定薬で陽性反応が出て、産科医療機関を受診する前に妊娠の届出を行った場合、妊婦のための支援給付（妊娠届出時）の申請はできますか？	<p>『妊婦のための支援給付（妊娠届出時）』については、妊婦が産科医療機関等を受診し、医師により妊娠の事実の確認を行うことを支給の要件としています。（★参照）</p> <p>市販の妊娠判定薬で陽性反応が出た場合、妊娠の届出を行い、母子健康手帳の交付を受けることは可能です。</p> <p>ただし『妊婦のための支援給付（妊娠届出時）』の申請においては、医療機関で妊娠の事実の確認ができたあととなりますので、後日、改めての申請となります。</p>
Q3	『妊婦のための支援給付（妊娠届出時）』の給付を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。	<p>母子健康手帳交付で窓口に来られた時に、『妊婦のための支援給付』の申請書をお渡しします。申請に必要な書類等（振込先口座がわかるもの、本人確認のための書類）が揃っていれば、同時に申請をしていただくことが可能です。</p> <p>その場で申請が受け付けられない場合は、申請書・返信用封筒等をお渡ししますので、申請に必要な要件を満たした後、郵送にて申請をお願いいたします。</p> <p>【当日申請が受け付けられない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時点で“産科医療機関にて医師による妊娠の事実の確認を行うことができていない”場合（★参照） ・キャッシュカードなど振込先口座がわかるものや、本人確認に必要なもの持参がない場合
Q4	妊娠の届出後に流産・死産・中絶の場合も、『妊婦のための支援給付（妊娠届出時）』の対象になりますか？	<p>妊娠の届出後に流産・死産・人工妊娠中絶をされた場合にも、妊娠の事実の確認ができていれば、『妊婦のための支援給付（妊娠届出時）』の対象となります。</p> <p>妊娠の届出を行わず、流産・死産・人工妊娠中絶をした場合は、妊娠の事実が確認できる証明書類を医師に記入していただくことができる場合のみ給付の対象となります。</p> <p>ただし、血清又は血中にβ-hCGが検出されるものの、妊娠が確認されない生化学的妊娠及び異所性妊娠（★参照）については対象外です。</p>
Q5	高槻市に住民票がある外国籍の方も、給付の対象になりますか？	<p>高槻市に住民登録があれば、対象になります。</p> <p>ただし、高槻市に転入され、他の市区町村での同一事業にあたる給付をすでに受けられた場合は、対象外となります。</p>
Q6	申請の期限はありますか？	<p>申請手続きの期限は、胎児心拍が医療機関において確認されるなどの妊娠の事実が確認できた日から2年間です。</p>
Q7	給付はいつ振り込まれますか。	<p>申請月の翌月の末頃までの予定です。</p>

質問		回答
Q8	高槻市に転入する妊婦の場合、高槻市で『妊婦のための支援給付（妊娠届出時）』の申請はできますか？	<p>転入前の市区町村で同一事業にあたる給付を受けていなければ、高槻市で申請をしていただき、給付を受けることは可能です。</p> <p>転入時に妊婦である場合は、転入前の市区町村で交付された妊婦健康診査の受診券が使用できなくなるため、母子健康手帳の交付窓口にて高槻市の妊婦健康診査の受診券と差し替えていただく必要があります（来所については事前予約要）。 窓口に来られた際に、保健師による面談と、『妊婦のための支援給付』についてお伝えさせていただきます。</p> <p>※支給状況について、転入前の市区町村に確認をさせていただく場合があります。</p>